

令和2年6月4日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 殿

一般社団法人 日本喘息学会  
理事長 東田 有智

アレルギー疾患対策基本法の施行を踏まえた  
適切な喘息治療の更なる推進に向けた施策の強化に関する要望

平成26年6月に「アレルギー疾患対策基本法（以下、基本法）」が成立し、喘息は「アレルギー疾患」として法律において定義され、疾患対策を推進することとされたところである。

喘息を直接の原因とする死亡者数（以下、喘息死）は平成7年の7,252人をピークに継続して減少してきたところであるが、基本法が成立した平成26年以降は1,500人台を推移し、喘息死の減少は頭打ちとなっている。喘息は、適切な治療、管理を行うことにより死亡者をゼロにできる疾患であり、患者の生命の維持及び生活の質を大幅に改善することができる疾患である。

このことから、基本法が定める「アレルギー疾患対策の一層の充実」という立法事実に基づき、喘息に関する科学的知見に基づく情報提供と適切な治療を推進し、喘息死を更に減少させる施策の一層の強化が必要である。

以上を踏まえ、下記事項の実施をここに強く要望する。

記

- 1) 「2028年までに喘息死を半減する（2018年を基準とする）」ことをアレルギー疾患対策の政策目標とすること
- 2) 喘息について、科学的知見に基づく情報提供と適切な治療の推進を重点政策とすること

以上